



# 目 次

## ☆事務局からのお知らせ

令和6年度協会費等について .....	1
---------------------	---

## ☆トピックス

(1) 価格転嫁の円滑化に関する協定の更新に係る署名式 .....	2
(2) 第15回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会を開催 .....	3
(3) 三光本耶馬溪道路開通記念式典を開催 .....	5
(4) 日本赤十字社から金色有功章を授与 .....	7
(5) 適正な運賃・料金の収受及び燃料サーチャージ制度への理解に向けた啓発活動 .....	8
(6) 姫島村観光PRラッピングトラックお披露目式 .....	9
(7) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果 .....	10

## ☆女性部会だより

(1) 日田市で清掃活動を実施 .....	11
(2) おがたチューリップフェスタ実行委員が来協 .....	12

## ☆行政だより

(1) 新たなトラックの標準的運賃を告示 .....	13
(2) 標準貨物自動車運送約款等が改正されました .....	20
(3) 不当な下請代金の減額の防止について（要請） .....	21
(4) 4月は「再配達削減PR月間」です .....	22
(5) 融雪出水期における防災態勢の強化について .....	22

☆国税だより .....	23
--------------	----

☆大分産業機械技能教習所だより .....	24
-----------------------	----

☆陸災防だより .....	25
---------------	----

## ☆お知らせ

(1) NASVAからのお知らせ .....	27
(2) 会員名簿訂正方のお願い .....	28
(3) 燃料情報 .....	28
(4) 行事予定表 .....	30
(5) 帳票関係FAX注文書 .....	31

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。  
閲覧用パスワードは「6311」です。

## 令和6年度協会費等について

協会費等の納入について、令和6年度の上期（R6.4月～R6.9月分）の会費請求書については、令和6年5月上旬に送付を行い、口座振替は5月20日となります。

なお、上期・下期ともに令和6年3月末の車両台数（R6会員名簿）が基準となりますので、何卒ご理解の方よろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、協会事務局（TEL：097-558-6311）までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

令和6年度スキーム図

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
半年払い R6.4月～9月分を5月月初に請求、5/20(月)口座振替						R6.10月～R7.3月分を10月月初に請求、10/21(月)口座振替					
	◎					◎					
年払い R6.4月～R7.3月分を5月月初に請求、5/20(月)口座振替											
	◎										

年間を通して会費の基準となる車両台数は、令和6年度の会員名簿に記載している台数（令和6年3月末台数）となります。

※ 陸災防大分県支部会費および大分県トラック協会支部会費は上記同様の取り扱いとなります。

## 価格転嫁の円滑化に関する協定の更新に係る署名式

令和6年3月13日(水)に大分県庁で開催された「価格転嫁の円滑化に関する協定の更新に係る署名式」に、(公社)大分県トラック協会の仲浩会長が出席した。

冒頭、佐藤樹一郎県知事から「令和5年2月に九州では初めて関係者で『価格転嫁の円滑化に関する協定締結式』を行い、1年が経過した。昨今の上昇したコストに対応した価格転嫁の円滑化が重要であり協定の更新が必要である。関係者と連携した環境づくりを強力に進め、経済の成長と分配の好循環につなげたい。」と挨拶を行った。

仲会長は、「トラック運送業は、荷主への依存度が大変高いため、会員は弱い立場にあります。そのため、標準運賃や燃料サーチャージの適正収受が進まず、価格転嫁ができていません。4月から、働き方改革による労働時間の規制強化に伴い、一層の人手不足となり、物流の停滞が懸念される「2024問題」に直面します。トラックドライバーの労働環境を早急に改善しなければ、物流は停滞します。トラック協会としても、共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言に会員535社のうち120社が加入するなど積極的に取り組んでいますので、今日お集りの皆さんには、経営者の立場からよろしくご指導をお願いしたい。」と意見を述べた。



(参加団体名)

大分県、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局、厚生労働省大分労働局、大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、大分経済同友会、(一社)大分県銀行協会、大分県中小企業家同友会  
(公社)大分県トラック協会、日本労働組合総連合会大分県連合会  
以上 13団体



## 第15回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
大分県地方協議会を開催

大分県地方協議会の様子



仲会長



前田座長

九州運輸局（吉永隆博局長）、大分労働局（佐藤広道局長）ならびに公益社団法人大分県トラック協会（仲 浩会長）は2月29日、大分市向原西の大分県トラック会館五階大会議室において、トラック業界の取引環境の改善や長時間労働の抑制を図ることを目的とした「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会」を開催した。

開催にあたり、九州運輸局自動車交通部の安永順子次長が「トラック運送事業は、我が国の経



安永九州運輸局次長

済と人々の暮らしを支えるライフラインであるとともに、大規模な災害発生時には緊急支援物資輸送等により被災者と復興を支える役割を担うなど、国民生活に欠かすことのできない大変重要な社会インフラである。一方で、少子高齢化や長時間の荷待ち等に起因する長時間労働、全産業を下回る賃金など、働き方をめぐる現状に人材確保は困難となっている。併せて、燃料価格高騰や目前となった時間外労働の上限規制適応への対応など、労働環境や

取引環境改善の取り組みが喫緊の課題となっている。こうした状況に対応するため、昨年、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容を柱とした物流革新に向けた政策パッケージが策定された。特に緊急的に取り組む物流革新緊急パッケージが取りまとめられ、これらに基づき物流産業の持続的成長に向けた様々な取り組みを進めている。九州運輸局としても、これらの政策について、関係機関、団体等、関係者の皆様と連携して取り組み、物流産業の持続的成長の実現のため取り組んでいる。荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して物流を支える環境整備に向け、本日は皆様からの活発なご意見を聞かせていただきたい。」とあいさつした。

続いて、国立大学法人大分大学の前田明名誉教授が座長となり「今回15回目の会議だが、今ま

でとは違い、標準的運賃の実施、2024年問題がいよいよ迫っているため、この会議は特に重いものだと考えているので、皆様活発な意見をよろしくお願ひしたい。」と述べたのち議事に入り、各行政機関からの情報提供・活動報告が行われた。

九州運輸局から国土交通省の取り組みとして「物流革新政策パッケージ」、「トラックGメンによる荷主・元請けの監視体制の強化」、「標準的な運賃・標準運送約款の見直し」について、大分労働局から厚生労働省の取り組みについて、九州農政局から農林水産省の取り組みとして「九州における物流効率化の取組」について、公正取引委員会事務総局九州事務所から公正取引委員会の取組として「物流分野等における取引の公正化に向けた公正取引委員会の取組」について、欠席した物流九州経済産業局に代わって、大分運輸支局から経済産業省の取組として「経済産業省の取引環境改善への取組」について、大分県企画振興部から「貨物自動車運送業環境改善緊急支援事業」についてが順次説明された。



行政からの活動報告

続いて、事務局である大分運輸支局から「令和5年度における大分県地方協議会の取組状況」ならびに「令和6年度大分県地方協議会の取組方針案」について報告と提案が行われ、取組方針が満場一致で承認された。

その後のトラック事業者と荷主企業との意見交換では、はじめにトラック事業者側から意見を述べ、続いて荷主側から意見が述べられた。トラック事業者側からは、フェリーの減便やサーチャージ料が分からず利用しにくい、大雪で渋滞した際にEV車がバッテリー不足に陥る可能性がある、価格転嫁は話易くなっているが、標準運賃はまだ浸透していない、などの意見が出された。

また、荷主側からは、生産者との話し合いを地道に続けている、モーダルシフトに取り組んでいる、ドライバーの拘束時間短縮の取り組みを行っている、などの意見が述べられた。

大分県商工会議所連合会から取り組みが報告されたのち、大分県トラック協会の仲浩会長が「トラック事業の取引環境や労働時間改善のため、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済

### 意見交換



トラック事業者⑤と荷主⑥がそれぞれ意見を述べた





仲会長のあいさつ

産業省、公正取引委員会、大分県、各市町村と大変協力いただき感謝申しあげる。運送事業者には、大手だけではなく中小企業がたくさんあるが、小規模事業者は荷主に対して価格交渉が進まない状況がある。日本は約1万社の大企業と、残り380万社の中小企業で成り立っている。その中で価格転嫁がとても重要となり、パートナーシップ構築宣言により、大企業と中小企業、行政と民間、荷主と運送会社といった、いわば上下関係の立場の垣根を無くしていくことが大事である。まだ、道半ばではあるが、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いしたい。」と述べた。



齊藤部長のあいさつ

最後に、大分労働局労働基準部の齊藤将部長が「委員の皆様には活発なご議論をいただき感謝申しあげる。トラック運転者の長時間労働を改善するためには、発荷主と着荷主の協力により見直ししていけるものと考えている。委員の皆様には各行政からの情報を役立てて、取引環境の改善に向けて引き続きお力をいただきたい。」とまとめのあいさつを述べ、協議会は閉会した。

## 三光本耶馬溪道路開通記念式典を開催 田口IC～青の洞門・羅漢寺IC間5.3kmが開通



中津市と日田市を結ぶ地域高規格道路・中津日田道路の田口IC～青の洞門・羅漢寺IC間（5.3km）が3月24日に開通し、開通記念式典とテープカットが行われた。

記念式典は青の洞門・羅漢寺IC近くの中津市立本耶馬溪中学校体育館で行われ、来賓や関係者など多数が出席した。大分県トラック協会からは、中津日田間地域高規格道路促進期成会の構成員である県北支部長の栗林孝一郎氏、西部支部長の田邊康宏氏が出席、さらに通り初めに参加するため会員事業者3社が車両を提供した。



森戸九州地方整備局長

はじめに、能登半島地震の被害者に対する黙祷を全員で捧げたのち、国土交通省九州地方整備局の森戸義貴局長が「本日、多くの皆様とともに開通の日を迎えることが出来たことを嬉しく思う。また、事業にご尽力いただいた関係者の皆様や貴重な用地を提供いただいた地権者を含め、工事にご理解・ご協力いただいた沿線地域の住民の皆様深く感謝申しあげる。本日の開通により、災害時の人流や物流を確保するための強靱な道路ネットワークが構築でき、さらに平時には時間短縮や走行性向上が図られ、沿線地域の救急医療関係の向上をはじめ、地域産業の発展や観光振興など、地域活性化に寄与する極めて重要な道路であると考えている。私ども、九州地方整備局では、引き続き大分県と連携しながら一日も早い中津日田道路の全線開通に向けて全力で取り組んで参る所存である。」とあいさつした。



佐藤大分県知事

続いて、佐藤樹一郎大分県知事が「三光耶馬溪道路は中津市と日田市を結ぶ高規格道路、中津日田道路の一部を形成し、平成19年度から国の権限代行事業として進められている。関係各位と地域住民の皆様の事業に対するご理解・ご協力のおかげで、本日の開通の日を迎えられ、皆様とともにお祝いが出来ることを大変嬉しく思う。中津日田道路は、九州北部を循環する高速道路ネットワークを形成する路線であり、集積する自動車関連産業をはじめ、製造業や林業など中津・日田地域の様々な産業を支えるとともに、広域的な観光振興を支える“未来創造の道”である。加えて、地域の救急医療、災害時の救急、緊急輸送を行う“命をつなぐ道”でもある。中津日田道路は、県の骨格を形成し、地方創生の礎となる重要な社会基盤であり、今後の早期完成に向けて全力で取り組んでいく。」と述べた。

続いて、来賓として出席した岩屋毅衆議院議員、江藤晟一参議院議員、古庄玄知参議院議員、白坂亜紀参議院議員からそれぞれ祝辞が述べられたのち、来賓の紹介が行われ、その中で中津日田間地域高規格道路促進期成会監事の仲 浩中津商工会議所会頭（(公社)大分県トラック協会会長）が紹介されあいさつを述べた。

次に、祝電披露と三光耶馬溪道路開通までの軌跡とお祝いメッセージの記念動画放映が行われたのち、中津市長職務代行者の前田良猛副市長が謝辞を述べ、式典は閉式した。

式典終了後は、参加者は用意されたバスに乗車し、青の洞門・羅漢寺ICから本線へ進入、近くの青の洞門トンネル内のテープカット会場に移動した。

テープカットには、大分県のマスコットキャラクター“めじろん”と中津市しもげ商工会マス



岩屋衆議院議員



衛藤参議院議員



古庄参議院議員



白坂参議院議員



コットキャラクターの“禅海くん”も参加。3本のテープが張られ、20名で合図とともにテープカットしたのち、記念撮影が行われた。

その後、道路上を片付け、通り初めがスタート。パトカーや救急車、トラックや観光バスなど計25台が通り初めを行った。トラック協会の会員事業者の車両はパトカーの先導に続き、中津急行のコンテナ車、村本重機興のラフタークレーン車、中津ダイキュー運輸のラッピングトラックが続いた。



テープカットのようす



トラック協会会員事業者の車両が通り初めに参加した

## 日本赤十字社から金色有功章を授与

日本赤十字社から、(公社)大分県トラック協会の長年に亘る寄付に対して金色有功章※が授与されましたので、お知らせします。



※一時または累計額が、20万円以上50万円未満の活動資金へのご協力をいただいた場合、寄付者のご意向を確認の上、個人・法人に贈呈いたします。  
(日本赤十字社ホームページ「表彰制度」から抜粋)

## 適正な運賃・料金の収受及び燃料サーチャージ制度への理解に向けた啓発活動

今般、新聞5紙に適正な運賃・料金の収受及び燃料サーチャージ制度への理解を求める広告を掲載いたしました。

トラックドライバーは、全産業平均に比べ、年間賃金が約2割低く、一方で労働時間は約2割長い、こうした勤務労働条件が、運送業界の慢性的な人手不足の要因となっています。<sup>※1</sup>

4月から、働き方改革による労働時間の規制強化に伴い、一層の人手不足となり、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面します。

トラックドライバーの労働環境を早急に改善しなければ、物流は停滞します。

**荷主の皆様、適正な運賃・料金の収受及び燃料サーチャージ<sup>※2</sup>へのご理解を是非ともお願いいたします。**

**消費者の皆様、再配達削減等にご理解のうえ、ご協力ください。**

これからも県民の皆様が安心して生活が送れるよう、安定した輸送に取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

※1 令和4年度国土交通省「賃金構造基本統計調査」注カより国土交通省作成資料  
※2 燃料価格の増減分を反映し、燃料の負担を緩和する制度

公益社団法人 大分県トラック協会  
会長 仲 浩

公益社団法人  
**大分県トラック協会**  
https://www.ota.or.jp 大分市向原西1丁目1-27  
TEL:097-558-6311 FAX:097-552-1591

◎大分合同新聞 3月26日(火) 朝刊9面 15段広告

以下、4紙に掲載

◎読売新聞 3月22日(金) 朝刊28面 7段広告

◎朝日新聞 3月24日(日) 朝刊27面 7段広告

◎毎日新聞 3月26日(火) 朝刊21面 7段広告

◎西日本新聞 3月26日(火) 朝刊20面 7段広告

## 姫島村観光PRラッピングトラックお披露目式

姫島村（藤本昭夫村長）は、令和6年3月8日（金）、姫島港フェリー広場において「姫島村観光PRラッピングトラックお披露目式」を開催した。

お披露目式では、ラッピングトラックの除幕式が行われた後、藤本村長から「関係者の暖かい支援で姫島村のラッピングトラックが完成した。大分県トラック協会別杵支部の佐藤支部長さまからラッピングトラック制作についてお声かけがあり、国東市の株式会社テクノさまからトラックの提供をいただくなど、姫島村のPRへのご支援にお礼申し上げます。」と謝辞があった。



あいさつする藤本村長



佐藤別杵支部長

大分県トラック協会別杵支部佐藤宗朝支部長から、「ラッピングトラックにご賛同いただき、心からお礼申し上げます。トラック運送業はくらしと経済を支える必要不可欠な事業で、災害時には緊急救援物資輸送を行っています。1月1日発生した令和6年能登半島地震では支援物資を2月12日に現地に届けました。そして、このたびのラッピングトラックは、いろいろな地域を走るトラックを活用し大分県の魅力を全国に発信するための事業として取り組んでいます。大分県の代名詞となる風景を見て県外で働く県出身の方々の活力になれば幸いです。」と挨拶があった。

続いて、来賓の紹介があり、ラッピングトラックの提供者である株式会社テクノ上野浩伸社長が「姫島の魅力を満載し走る広告塔として県内外にPRしていきます。このトラックは年間12万kmを走行、ちなみに地球一周が4万kmですので非常に長く走って宣伝する事になります。見かけた方の誰もがもっているふるさとへ思いを馳せていただけたらと願います。」とラッピングトラックを紹介した。



(株)テクノ 上野社長

引き続き、ラッピングトラックは島内を周回し県外へと出発した。



左から、藤田憲靖一番運輸(株)社長（施工事業者）、太田恵三別杵支部理事、上野(株)テクノ社長（車両提供会員）、佐藤支部長、藤本村長、木野村敏雄村議会議長、武田喜一郎審議委員長、中城清人区長会長、中元一郎副村長



# 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和6年3月に実施された活動です。

## 3月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大分西	中央西	7:30~8:00	大分市新川町 新川交差点	6社	7人	3月19日
	大分南	7:30~8:00	大分市 白滝橋交差点	中 止		
大分東	大分東	7:30~8:00	大分市 乙津交差点	11社	12人	3月18日
別 杵	杵 築	7:30~8:00	杵築市 塩田交差点	5社	13人	3月21日
県 北	中 津	7:45~8:15	中津市 田尻交差点	11社	22人	3月19日
	宇佐・豊後高田	7:45~8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	10社	11人	3月19日
西 部	日 田	7:30~8:00	日田市 玉川交差点	4社	5人	3月19日
	玖 珠	7:30~8:00	玖珠郡玖珠町山田玖珠分会事務所前	3社	4人	3月19日
県 南	豊 肥	7:30~8:00	豊後大野市 清川産業前	2社	3人	3月19日
	白 津	11:00~11:30	津久見市 津久見幹部交番前	12社	12人	3月21日
	佐 伯	7:30~8:00	佐伯市 佐伯警察署前	8社	9人	3月19日

※3月28日現在、報告受理分のみ掲載

参加：72社、延べ98名



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



中央西分会



日田分会



玖珠分会



白津分会



佐伯分会

## 日田市で清掃活動を実施

大分県トラック協会女性部会（加来美恵子部会長）は3月16日、日田市中之島の日田天領水の里元気の駅近くの三隈川河川敷において清掃活動を行った。

当日は好天に恵まれ、河川敷とあって、時折吹く爽やかな風が心地よい気候であった。



女性部会員とその家族らなど19名が参加した清掃活動は、はじめに加来美恵子部会長が、参加者に御礼の言葉を述べたのち「女性部会の活動としては、今日が今年度最後の活動である。約一時間ほどの時間ではあるが、交流を深めながら楽しく清掃活動が出来ればと思う。怪我に気をつけて、最後までよろしくお願ひしたい。」とあいさつした。

あいさつを述べる加来部会長 続いて、事務局からスケジュールと清掃範囲などについて説明が行われたのち、清掃活動が開始された。

参加者は、燃えるゴミと不燃ゴミを分類するための二つの袋（日田市よりボランティア袋の提供有り）と、女性部会のシンボルカラーであるピンクのトングを持ち、それぞれの方向へ進み、芝生の間隙や石に挟まっているゴミを丁寧に拾い集めた。

過去2回実施した他の清掃活動と比べると、思ったほどゴミは無く、普段からきちんと整備されていたことが想像できたが、それでも2～300メートルほどの範囲の中で集めたゴミは大きなゴミ袋10袋以上となった。

清掃活動終了後は再び元の場所に集合し、全員で記念撮影を行ったのち解散した。

女性部会では、部会発足以来、毎年各地で社会貢献・地域貢献活動の一環として清掃活動を行っており、令和3年2月に中津港海岸、4年はコロナ禍のため中止したが、5年は別府市スパビーチのヶ浜公園に続いて、今回が3回目の開催となった。



清掃活動の様子



記念撮影

## おがたチューリップフェスタ実行委員が来協

豊後大野市緒方町の道の駅「原尻の滝」周辺で4月3日から開催される「おがたチューリップフェスタ2024」の実行委員5名とイメージキャラクター「サニーちゃん」が、3月19日に大分県トラック協会に来協した。



小山実行委員長

令和5年12月2日に大分県トラック協会女性部会がボランティア活動として、フェスタ会場である道の駅周辺の圃場で、チューリップの球根6種類14,000球を植え付けたことへの御礼に訪れたもので、実行委員会の小山康文会長から「おがたチューリップフェスタ2024が4月3日から14日の期間にかけて開催される。会場には体験イベントやマルシェなども用意され、土・日には緒方総合運動公園に臨時駐車場を設け、シャトルバスを運行するのでご利用

をお願いしたい。大分県トラック協会女性部会の皆様には球根の植え付けにご協力いただき感謝申しあげる。」と御礼が述べられたのち、道の駅原尻の滝職員の吉野純代実行委員会副会長が「2月に暖かい日が続いたので、この時点で花が咲くのではないかと心配したが、3月に入ると急に寒くなったので、少し開花が止まっている状況である。トラック協会さんの植えた花は、蕾がついた状態なのでフェスタ開催時には綺麗に咲くと期待している。」と説明。

トラック協会の仲浩会長からは「本日は、おがたチューリップフェスタの小山会長をはじめ実行委員の皆さんが当協会を訪れていただき感謝申しあげる。女性部会が3年間、球根の植え付けを行わせていただいた。フェスタ開催期間は天候に恵まれて、多くの方々が豊後大野市に訪れることを祈念する。」と述べた。

その後、実行委員会の皆さんから、臨席したトラック協会の役員に早咲きのチューリップ4鉢が贈られた。

おがたチューリップフェスタ2024は、3月2日から14日にかけて道の駅原尻の滝周辺で、花種130種類、28万本のチューリップが来場者の目を楽しませる。



チューリップの鉢が贈られた



記念撮影



## 新たなトラックの標準的運賃を告示 ～運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を新たに加算～

国土交通省は、昨年8月より「標準的な運賃・標準運賃約款の見直しに向けた検討会」を計3回開催し、同年12月、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等を見直しの柱とする提言を公表。これを踏まえた告示の見直しを本年1月10日付けで運輸審議会へ諮問と、審議会における審理及び2月29日付けの答申を受け、3月22日付けで新たな運賃を告示した。

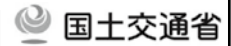
### 要 望 事 項

事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図る観点から、今回見直された標準的な運賃が有効に活用されるよう、国土交通大臣は、以下の取組を行って頂きたい。

- (1) 標準的な運賃について、関係省庁や関係団体と連携して、一般貨物自動車運送事業者、荷主及び一般消費者に対して周知・徹底を図るとともに、荷主や一般消費者に理解と協力を求めること。また、荷主等との運賃交渉を実施していない一般貨物自動車運送事業者も少なくない現状を踏まえ、標準的な運賃の見直しの趣旨や活用方法等について、業界団体と連携して、一般貨物自動車運送事業者に対して必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 標準的な運賃の活用状況についての監視を強化し、関係省庁や業界団体と連携して、適正な取引を阻害する疑いがある荷主等に対し働きかけや要請等を行うことにより、その実効性の確保を図ること。また、今般の標準的な運賃の見直しが、他の関連施策と相まって、一般貨物自動車運送事業者が適正な運賃を収受し、持続可能な事業運営ができる環境の整備に寄与するよう、関係省庁や関係団体と連携して、必要な取組を行うこと。
- (3) 関係省庁と連携して、多重下請構造を含む商慣行の実態や物価動向等を把握するとともに、一般貨物自動車運送事業者による標準的な運賃の活用状況及び実際の契約額や事業用自動車の運転者の賃上げへの反映状況を定期的に評価・分析した上で、標準的な運賃について継続的に必要な改善・見直しを図ること。

# 「標準的運賃」等の見直しについて

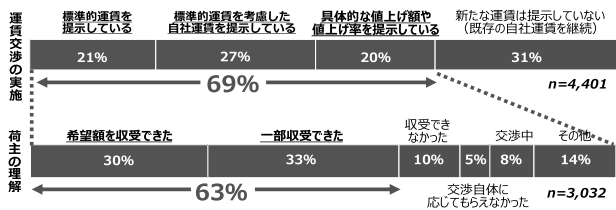
参考



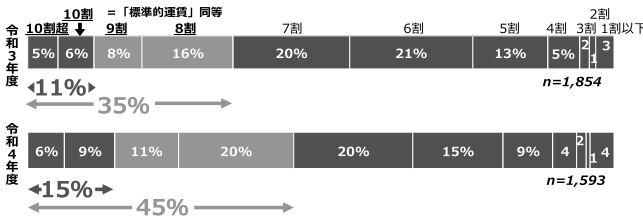
- トラック事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的運賃」制度を創設（令和2年4月告示）。
- 実運送事業者に正当な対価が支払われるよう、令和5年中に所要の見直しを図るため、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」(※)を設置し、論点整理と方向性について議論を実施。  
(※) 行政機関（国土交通省、経済産業省、農林水産省等）、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等

## 「標準的運賃」の活用状況

＜標準的運賃に係る実態調査結果（令和4年度）の概要＞



＜「標準的運賃」と契約額の乖離状況＞



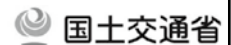
## 見直しの方向性

- 「標準的運賃」について、以下の見直しを行う。
  - 燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、運賃水準の引上げ幅を提示
  - 荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について、標準的な水準を設定
  - 下請けに発注する際の手数料の設定等
- 併せて、「標準運送約款」について、契約条件の明確化等の見直しを行う。

## スケジュール

- 令和5年 8月30日 第1回検討会（論点整理）
- 10月27日 第2回検討会（提言素案の整理）
- 12月7日 第3回検討会（提言取りまとめ）
- 令和6年 1月・2月 運輸審議会への諮問等
- 3月22日 告示改正・施行（標準的運賃）
- 6月1日 施行（標準運送約款）

# 「標準的運賃」等の見直しのポイント



- 検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等の見直し方針を公表（令和5年12月15日）、運輸審議会への諮問等を経て告示（令和6年3月22日）。

### 1. 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定【運賃】

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	→	2,180円	※金額は1個でも中型車（4トラス）の場合の30分あたりの単価
機械荷役の場合	→	2,100円	
手荷役の場合	→	2,100円	

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算【運賃】
- 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を收受する旨を明記【約款】
- 「有料道路利用料」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

### 2. 多重下請構造の是正等

＜「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等＞

- 「下請け手数料」（運賃の10%を別に收受）を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを明記【約款】

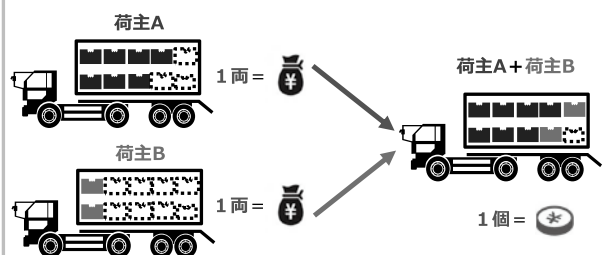
＜契約条件の明確化＞

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した電子書面（運送申込書／引受書）を交付することを明記【約款】

### 3. 多様な運賃・料金設定等

＜「個建運賃」の設定等＞

- 共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「速達割増」（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定【運賃】

＜その他＞

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の特種車両割増を追加【運賃】
- 中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、インターネットによる公表を可能とする【約款】

## I 距離制運賃表

## 九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10km	13,450	15,730	20,470	26,120
20km	15,170	17,750	23,290	29,940
30km	16,890	19,780	26,110	33,750
40km	18,610	21,800	28,930	37,570
50km	20,330	23,820	31,750	41,390
60km	22,050	25,840	34,580	45,210
70km	23,770	27,870	37,400	49,020
80km	25,490	29,890	40,220	52,840
90km	27,210	31,910	43,040	56,660
100km	28,930	33,930	45,860	60,470
110km	30,630	35,910	48,580	64,140
120km	32,340	37,900	51,300	67,810
130km	34,050	39,880	54,020	71,480
140km	35,750	41,860	56,740	75,150
150km	37,460	43,840	59,460	78,820
160km	39,170	45,820	62,180	82,490
170km	40,870	47,800	64,900	86,160
180km	42,580	49,780	67,620	89,830
190km	44,290	51,760	70,340	93,500
200km	45,990	53,740	73,060	97,170
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,480	9,800	13,380	18,020



●行政だより

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
	沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
九州			20,260	24,440	32,320	41,820	
沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに	北海道	350	410	630	930	
		東北	340	410	630	920	
		関東	350	410	630	930	
		北陸信越	340	410	630	920	
		中部	340	410	630	920	
		近畿	340	410	630	920	
		中国	340	410	630	920	
		四国	340	410	630	920	
		九州	340	400	630	920	
	沖縄	340	410	630	920		
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であっ て、午前から午後にわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700	
		東北	2,780	2,910	3,130	3,680	
		関東	3,710	3,890	4,180	4,920	
		北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970	
		中部	3,310	3,480	3,740	4,400	
		近畿	3,430	3,600	3,870	4,550	
		中国	3,060	3,210	3,450	4,060	
		四国	2,890	3,030	3,260	3,830	
九州		2,940	3,090	3,320	3,900		
沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380			

### Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率(〇〇%)}

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

### Ⅳ 運賃割増率

#### 【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

- (1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 〇割  
 (2) 有料道路の利用が認められない場合  
 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について〇割以上

※〇は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、〇割を割り引いた運賃を設定することができる。

#### 【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラー車の2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車 石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから5割以上とした。

#### 【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

#### 【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

●行政だより

V 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680 円	1,760 円	1,890 円	2,220 円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010 円	2,110 円	2,270 円	2,670 円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間/内容 \ 車種別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積みの場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積みの場合	2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより收受

IX その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受



## X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格:120.00円/L (※)

改定の刻み幅:5.00円/L

改定条件:改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件:軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式:(距離制運賃)

走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃)

平均走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(個建運賃)

1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格 上昇額
基準価格	120.00円	—
～ 120.00円/L	廃止	
120.00超 ～ 125.00円/L	122.50円/L	2.50円/L
125.00超 ～ 130.00円/L	127.50円/L	7.50円/L
130.00超 ～ 135.00円/L	132.50円/L	12.50円/L
135.00超 ～ 140.00円/L	137.50円/L	17.50円/L
140.00超 ～ 145.00円/L	142.50円/L	22.50円/L
145.00超 ～ 150.00円/L	147.50円/L	27.50円/L
150.00超 ～ 155.00円/L	152.50円/L	32.50円/L
155.00超 ～ 160.00円/L	157.50円/L	37.50円/L
160.00超 ～ 165.00円/L	162.50円/L	42.50円/L
165.00超 ～ 170.00円/L	167.50円/L	47.50円/L
170.00超 ～ 175.00円/L	172.50円/L	52.50円/L
175.00超 ～ 180.00円/L	177.50円/L	57.50円/L
180.00超 ～ 185.00円/L	182.50円/L	62.50円/L
185.00超 ～ 190.00円/L	187.50円/L	67.50円/L
190.00超 ～ 195.00円/L	192.50円/L	72.50円/L
195.00超 ～ 200.00円/L	197.50円/L	77.50円/L
200.00超 ～ 205.00円/L	202.50円/L	82.50円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が、205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

## ●行政だより

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇km/L
中型車（4 t クラス）	〇〇km/L
大型車（10 t クラス）	〇〇km/L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 標準貨物自動車運送約款等が改正されました ～令和6年6月1日より施行～

物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、トラック運送事業者が、健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言（令和5年12月15日公表）を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により改正されました。

なお、改正された標準運送約款は、令和6年6月1日より施行されます。

### 【改正対象の約款】

- 標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。以下「標準運送約款」）
- 標準宅配便運送約款（平成2年運輸省告示第576号。以下「宅配便約款」）

- 標準引越運送約款（平成2年運輸省告示第577号。以下「引越約款」）
- 標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号。以下「軽運送約款」）
- 標準貨物軽自動車引越運送約款（平成15年国土交通省告示第172号。以下「軽引越約款」）
- 標準霊きゅう運送約款（平成18年国土交通省告示第1047号。以下「霊きゅう約款」）
- 標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成27年国土交通省告示第1163号。以下「標準信書便約款」）
- 標準貨物軽自動車特定信書便運送約款（平成28年国土交通省告示第247号。以下「軽信書便約款」）

### 【改正後の約款】

改正後の約款は国土交通省ホームページに掲載されております。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000009.html)

※運送申込書／運送引受書は、(公社)全日本トラック協会のホームページに掲載されております。

[https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/unso\\_moushikomi\\_hikiuke.pdf](https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/unso_moushikomi_hikiuke.pdf)

---

## 不当な下請代金の減額の防止について（要請）

（公社）全日本トラック協会を通じて、経済産業省より要請がありましたので、お知らせいたします。

令和6年3月7日、公正取引委員会が、日産自動車株式会社に対し、同社が下請事業者との取引で用いていた「割戻金」の運用について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）が規定する「下請代金の減額の禁止」に違反する行為が認められたとして勧告を行い、今後、下請法の遵守体制を整備すること等を求めています。

下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、親事業者が下請事業者に対して支払う下請代金の額を減じて支払うことは、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものです。

つきましては、この事案を契機に、貴協会の傘下会員事業者に対し、不当な下請代金の減額に係る下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すなど、取引適正化に資する取組を一層推進していただくようお願い申し上げます。

## 4月は「再配達削減PR月間」です

国土交通省は、昨年6月に取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、令和6年度の再配達率を半減することとしている。このため、昨年に引き続き、本年4月を「再配達削減PR月間」とし、関係省庁や宅配事業者、EC事業者等と連携し、再配達削減に向けた取組を強力に推進する。

### 1. 関係省庁の取組

【国土交通省・消費者庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省】

- 政府広報.PR動画 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/202402/video-278763.html>)
- HPやSNSを通じた消費者への再配達削減の呼びかけ
- 事業者や業界団体を通じた再配達削減の呼びかけ
- 参加事業者のリストと取組内容を国土交通省HPに掲載
- デジタルサイネージを活用した関連動画の放映

#### 呼びかける内容

- 時間帯指定の活用  
(ゆとりある日時指定)
- 各事業者の提供しているアプリ等の活用
- コンビニ受取や置き配など、多様な受取方法の活用
- 発送時に送付先の在宅時間を確認 など

### 2. 宅配便・EC・通販事業者等の取組

- 計50事業者以上が参画 (3/19時点)
- HPに再配達削減PR月間の共通バナーを掲載
- HPやSNSを通じ、消費者に対し再配達削減を呼びかけ

## 融雪出水期における防災態勢の強化について

貴協会におかれましては、先般の「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」(令和5年12月13日付け 全ト協発476号(環))の趣旨を踏まえ、大雪に対する安全確保に取り組んでいただいているところですが、今後、融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害等によって被害が発生するおそれがあることから、今般、中央防災会議会長(内閣総理大臣)より、「**融雪出水期における防災態勢の強化について**」(令和6年3月8日付け 中防災第7号)による通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、**傘下の会員事業者に対する周知徹底方**をお願い申し上げます。

なお、各市町村の融雪出水期を含めた対応の理解を深めるため、平成31年1月(令和5年11月改訂)発行の「市町村のための融雪対応の手引き」(内閣府作成)についても同様に、改めて周知徹底方をお願い申し上げます。

◎市町村のための融雪対応の手引き

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>



## 国税だより

### ◎申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

令和5年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

- 申告所得税及び復興特別所得税 令和6年4月23日(火)
- 消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和6年4月30日(火)

### ◎文書回答手順をご利用ください

国税局においては、納税者の方からの個別の取引等（実際に行われた取引等のほか、将来行う予定の取引等）に係る税務上の取扱いについての照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。

また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にて公表していますので、国税庁ホームページ及び文書回答手順を積極的に利用していただくようお願いします。

なお、ご利用に当たり手続等でお分かりになりにくいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

### ◎契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税が掛かるものがあります。

印紙税が掛かる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税の掛かる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税が掛かるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税が掛かる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税が掛かります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税が掛かります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署へお尋ねください。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

# 大分産業機械技能教習所だより

## 【令和6年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	5月	6月
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科(学科・実技)	5日	25H	108,900	4,565		17日～21日
		実技のみ	4日	9H	99,300			17日～20日
技能講習	車両系建設機械 登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	16日～17日	12日～13日 24日～25日
		建設機械施行管理技士1級 (トラクター系又はショベル系以外)又は2級第4種から第6種合格者	2日	10H	47,300	1,430		
		車両系(解体)技能講習所持者	2日	6H	45,500	1,430		
	解体用 登録大分4-02	全科(学科・実技)	6日	38H	95,500	1,430	7日～10日と 13日～14日 22日～24日と 27日～29日	4日～7日と 10日～11日
		車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	2日 20日	3日 26日
		建設機械施行管理技士1級(ショベル系)又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793		
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793		3日～4日
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	15日～16日	5日～6日 19日～20日
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	15日～17日	5日～7日 19日～21日
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134		
小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	13日～15日 22日～24日	5日～7日 24日～26日	
	免除なし	3日	20H	46,200	1,370			
玉掛 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	8日～10日 29日～31日	12日～14日 26日～28日	
	免除なし	3日	19H	25,300	1,705			
フォークリフト 登録大分4-05	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	18,200	1,650	20日と24日	17日と21日	
	大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	1班	20日～23日 27日～30日	17日～20日
						2班		17日と 24日～26日
						土・日		29日～30日と 7/6日～7日
普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650				
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	21日～22日	10日～11日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	13,400	1,370			
	ローラー(制限なし)	2日	10H	13,400	1,551	20日～21日	17日～18日	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	13,400	1,650			
	テーブルゲートリフター	1日	6H	11,200	957	28日	19日	
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	13,400	1,650	7日～8日 23日～24日	10日～11日 24日～25日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,430				

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。  
人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)  
(大分労働局 大分助成金センター)

1. 中小事業主であること。
2. 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
3. 受講者が被保険者であること。
4. 労働保険料を滞納していないこと。

# 陸災防だより

## 令和6年度 講習案内

### ～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- |                                              |                                                    |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)<br>大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 6月3日(月)・4日(火)<br>10月7日(月)・8日(火)<br>1月27日(月)・28日(火) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)                        | 7月22日(月)                                           |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)                 | 9月5日(木)                                            |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名)                     | 11月25日(月)                                          |
| ◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)                      | 終了しました                                             |

#### 【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	無料
積卸し作業指揮者		7,700円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

#### 【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイタケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。  
(HP: <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

#### 【問い合わせ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27  
大分県トラック会館内

縦3.0cm 横2.4cm  
 写真の裏に氏名  
 を記入のこと。  
 デジカメ 不可  
 カラーコピー 不可  
**写真1枚**  
 (貼らないこと)

# 受講申込書(修了証台帳)

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

受講 年月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男・女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務 先	所在地	〒 [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ] [ ] [ ]		TEL - - FAX - -
	フリガナ 名称	※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)	

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。  
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。  
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 /	受講料	テキスト代	合計	円





# お知らせ

## 第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ◇ 令和6年度 土曜開業日カレンダー ◇

#### 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

#### 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(注:各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております)

**独立行政法人 自動車事故対策機構**  
**大 分 支 所**

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階  
 ☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156  
<http://www.nasva.go.jp>

## 会員名簿訂正方のお願

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
10	(有)堀兄弟運送大分営業所 TEL 097-586-7050 FAX 097-586-7060	TEL 097-589-8553 FAX 097-589-8554	TEL 番号の変更 FAX 番号の変更
16	(株)サンキュウ・トランスポート・九州大分営業所 高橋 眞治	久留主 健太郎	代表者の変更
30	中津運送(有) 林田 利弘	豊田 慶造	代表者の変更
36	(株)鶴見物流	(株)鶴見日田営業所	法人の合併
44	(株)薬師寺建設 薬師寺 建行	薬師寺 秀幸	代表者の変更

### 燃 料 情 報

令和6年2月末現在で調査した県内の軽油価格は次のとおりです。

#### 軽油価格調査一覧表

##### 1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	150.0	112.9	128.6
ローリー平均	127.0	110.7	116.1
カード平均	146.0	116.0	124.0

##### 2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	12	40.0
出 光	6	20.0
昭 和 シ ェ ル	1	3.3
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	20.0
そ の 他	5	16.7
合 計	30	100.0

区分	月	23年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	24年	2
		3										1	
スタンド平均	大分	123.3	124.2	124.5	126.8	130.3	138.1	135.6	127.0	128.2	131.4	128.4	128.0
	全国	120.8	119.5	119.8	122.3	125.9	132.8	131.0	121.7	122.5	125.7	126.1	125.8
ローリー平均	大分	110.9	111.7	111.5	114.7	117.5	126.8	118.5	109.9	113.4	115.5	116.1	116.1
	全国	110.2	110.5	109.5	112.9	116.6	124.1	119.3	109.3	111.9	114.8	114.8	114.7
カード平均	大分	119.7	119.6	115.2	122.2	126.3	134.4	130.4	119.0	122.8	124.3	125.4	124.0
	全国	119.2	119.2	119.0	121.6	126.1	133.0	129.5	120.0	121.9	123.7	124.3	123.8

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

# 軽油価格調査集計表 (令和6年2月)

令和6年3月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

令和6年2月

単純計算表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	125.64	115.55	126.37

令和6年2月

元売別集計表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	132.39	116.04	130.86
出光昭和シェル	124.28	115.94	125.40
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	124.00	112.53	133.53
その他	120.92	115.10	121.58

令和6年2月

購入量別集計表

地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	126.11	115.30	128.65
30～50キロリットル未満		118.95	116.37
50～100キロリットル未満	114.71	113.30	114.50
100キロリットル以上		114.06	115.52

令和6年2月

支払期限別集計表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	124.56	115.65	132.04
30～60日未満	125.54	116.04	124.75
60日以上	127.11	113.71	114.50

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和5年10月	120.75	109.69	122.61
令和5年11月	123.02	112.71	125.36
令和5年12月	127.29	115.97	126.15
令和6年1月	127.79	116.11	126.80
令和6年2月	125.64	115.55	126.37

※消費税抜きの価格となります。

## 行事予定表（4月16日～5月15日）

日	曜	行	事
16	火	大型車の車輪脱落事故要因に関するWeb説明会（10:30 Web） （公社）全日本トラック協会 重量交換会（13:30 全ト協ホール）	
17	水	令和6年度 新規採用職員研修・意見交換会（13:30 全ト協ホール）	
18	木	令和6年度 新規採用職員研修・意見交換会（9:00 全ト協ホール）	
19	金	令和6年度 新規採用職員研修・意見交換会（9:00 全ト協ホール） 大分県監査（9:00 役員室） 令和6年度 第1回九州ブロック食料品部会（15:00 ダイワロイネットホテル鹿児島天文館）	
20	土		
21	日		
22	月		
23	火	九州トラック協会 会計監査（12:00 福岡県トラック総合会館） 第29回全国トラック運送事業者大会 第3回準備委員会（14:00 福岡県トラック総合会館）	
24	水	令和6年度 大分西支部通常総会（18:00 アートホテル大分） 2024年度 大分県トラック協会県北支部通常総会（18:00 中之島旅館）	
25	木	交付金・近代化委員会（13:30 中会議室） 令和6年度 大分県豊肥地区総合防災訓練（竹田市、豊後大野市）説明会（13:30 神楽会館 多目的ホール） 令和6年度 九州各県運輸青年部会長会議及び九州地区運輸青年部連絡協議会第1回役員会（16:00 アートホテル大分）	
26	金		
27	土		
28	日		
29	月	<b>昭和の日</b>	
30	火		
5/1	水		
2	木		
3	金	<b>憲法記念日</b>	
4	土	<b>みどりの日</b>	
5	日	<b>こどもの日</b>	
6	月	<b>振替休日</b>	
7	火		
8	水		
9	木	令和6年度 安全性評価事業事前説明会（10:30 大会議室）	
10	金	令和6年度 九州地区道路利用者会議定時総会（16:00 ザ・ニューホテル熊本）	
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		



## 帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご注文部数
1	運転日報(基本)	100枚	220	
2	運転日報(応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	点呼記録表(25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表(25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表(12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表(12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル(12名用)	1個	1,595	
10	点検整備記録簿	1冊	396	
11	車両管理台帳	1冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1冊	990	
14	運行管理者届	1枚	77	
15	整備管理者届	1枚	77	
16	運行管理規程	1冊	264	
17	整備管理規程	1冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
22	運送約款(揭示用)	1枚	132	
23	運送約款(冊子)	1冊	198	
24	運行指示書(輸送文研社)	1冊	627	
25	運行指示書(アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所(〒 - )	お電話 ( ) -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。  
ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

# 令和6年4月から適用予定 トラック運転者「改善基準告示」改正



<b>1年、1か月の拘束時間</b>	<b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：284時間以内</b> <p>【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり)          1年：3,400時間以内          1か月：310時間以内(年6か月まで)          ① 284時間超は連続3か月まで          ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める</p>
<b>1日の拘束時間</b>	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b> <p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合<sup>(※1)</sup>、16時間まで延長可(週2回まで)</p> <p><b>※1</b>：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合</p>
<b>1日の休息期間</b>	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b> <p>【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合<sup>(※1)</sup>、継続8時間以上(週2回まで)          休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える</p>
<b>運転時間</b>	<b>2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内</b>
<b>連続運転時間</b>	<b>4時間以内</b> <b>運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b> <p>【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可</p>
<b>予期し得ない事象</b>	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2,3)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える <p><b>※2</b>：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。          ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと          ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと          ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと          ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p><b>※3</b>：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。</p>
<b>特例</b>	<p><b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b>          ・分割休息は1回3時間以上          ・分割期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上          ・3分割が連続しないよう努める          ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度</p> <p><b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b>          身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可          ・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要)          ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可</p> <p><b>※4</b>：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること</p> <p><b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b>          2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで)          2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない</p> <p><b>フェリー</b>          ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない)          ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される</p>
<b>休日労働</b>	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。  
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したものである。令和6年4月1日から適用される。  
 2022.12